

農林水産業の現場における 人口急減地域特定地域づくり推進法の活用に向けて

令和3年6月

農林水産省 農村振興局 農村計画課

本法は、総務省及び厚生労働省が所管する法律ですが、農山漁村地域での活用が見込まれ、当該地域の活性化につながると考えられることから、農林水産省としても、本法の活用を推進することとしています。

1. 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急減地域特定地域づくり推進法）とは

【課題】

○農山漁村では、事業者単位で見ると年間を通じた仕事が少ない

○安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

→人口流出の要因、UIJターンの障害



1. 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急減地域特定地域づくり推進法）とは

【目的】

- 人口の更なる急減を抑止し、地域の担い手を確保
- 地域全体の仕事を組み合わせることで、新たな雇用の場を創出し、
移住・定住を促進



1. 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急減地域特定地域づくり推進法）とは

【この法律でできること】

○特定地域づくり事業協同組合で職員を雇用し、事業者に派遣

○その地区で活躍する人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施

地域づくり人材



1. 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急減地域特定地域づくり推進法）とは

⇒ 本制度を活用することで

- 年間を通じた仕事を創出し、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保
- 必要な時期に必要な人手を確保、人手不足の解消
- 「半農半X」などの多様なライフスタイルの実現に貢献
- 地域内外からの若者等を呼び込み、地域の担い手を確保
- 地域事業者の事業の維持・拡大を推進



特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R3予算額 5.0億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

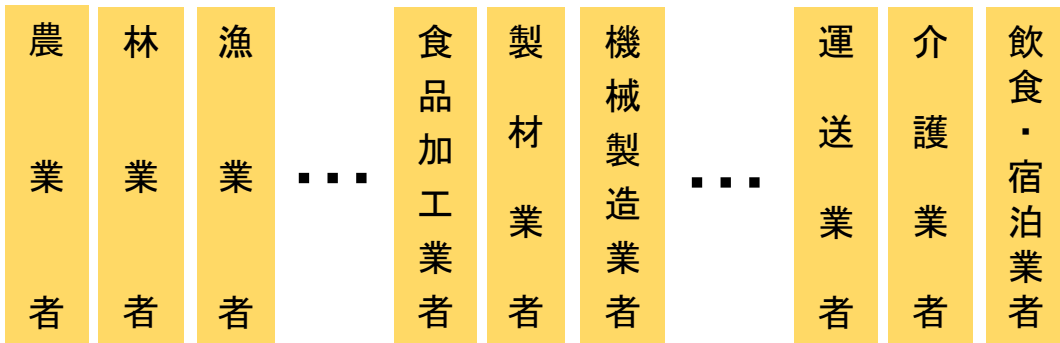
特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

- 対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員

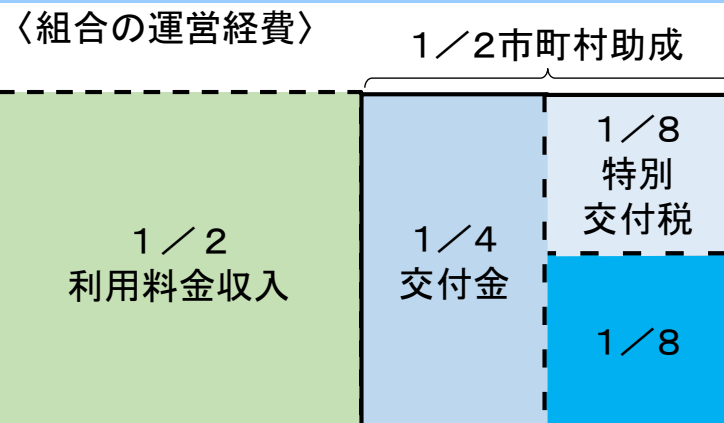


人材 派遣 利用 料金

特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市町村



※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政支援


認定

都道府県

2. 農林水産業の現場における 人口急減地域特定地域づくり推進法の活用に向けて

農林水産業の現場において、以下のようなことでお困りであれば、本制度の活用を検討してはどうか？

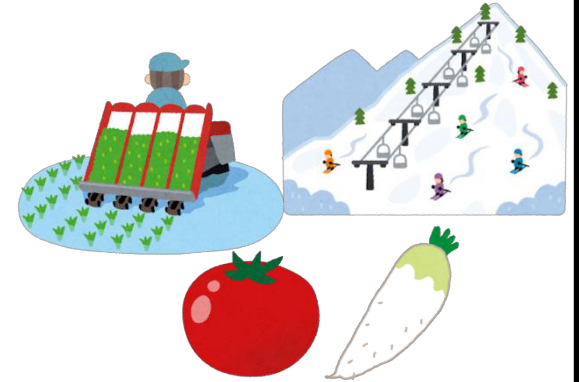
- ①繁忙期に**人手が足りない**。
- ②**閑散期の作業がない**ので、**通年雇用ができない**。
- ③年間を通じて仕事はあるが、**作業時間が短い日や作業がない日**があるため、**通年雇用が難しい**。
- ④求人を出しても**応募がない**。

 次ページ以降、実際にどのように活用すればよいか、事例を紹介

事例 1

【農繁期組合せタイプ】（「①繁忙期に人手が足りない」、「②閑散期の作業がないので、通年雇用ができない」に対応）

- 農繁期は、農作物の播種、収穫等の作業
- 農閑期は、農業関連産業や他産業（スキー場等）

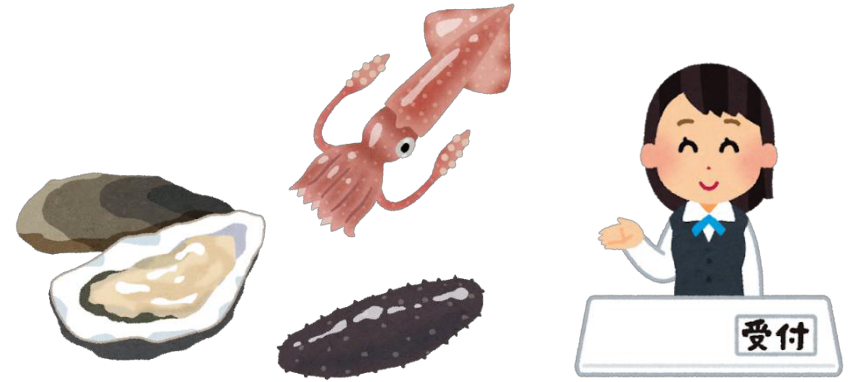


	業種	事業者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	想定している具体的な仕事内容
農繁期 組合せ タイプ	農業	A個別経営体	←→ 水稲育苗作業、施設園芸作物の播種		←→ 田植え作業										水稲育苗作業（4～5月）、施設園芸作物の播種（4～5月）、田植え作業（5～6月）
	農業	B農園				←→ トマト収穫・発送作業		←→ リンドウ収穫							トマト収穫・発送作業（7～8月）、リンドウ収穫（9月）
	農業	C農業法人							←→ 加工用大根収穫						加工用大根の収穫作業（10～11月）
	食品加工業	D食品									←→ 大根漬け込み		←→ 大根漬けの加工		大根漬け込み（12月）・大根漬け加工作業（2月）
	観光業 （積雪地域 の場合）	Eスキー場										←→ スキー場リフト係		←→ スキー場リフト係	

事例 2

【繁忙期組合せタイプ】（「①繁忙期に人手が足りない」に対応）

○季節ごとに人手不足の現場に派遣



	業種	事業者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	想定している具体的な仕事内容
繁忙期 組合せ タイプ	水産業	A水産	← 岩ガキの水揚げ、選別、出荷作業 →												岩ガキの水揚げ・選別・出荷作業（4～6月）
	観光業	B観光協会				← 観光協会での案内業務、イベント等の観光客対応 →									観光協会での案内業務、イベント等の観光客対応業務（7～9月）
	食品加工業	C水産加工所							← イカの加工 →			← ナマコの加工 →		海産物冷凍魚介加工施設でのイカの加工（10～1月）、ナマコ加工・出荷作業（2～3月）	

事例 3

【閑散期補充タイプ】(「②閑散期の作業がないので、通年雇用ができない」に対応)

○主として林業に従事

○閑散期は、製材業や除雪作業



	業種	事業者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	想定している具体的な仕事内容
閑散期 補充 タイプ	林業	A林業株式会社	←				除伐								除伐(4~11月)、下刈り(6~8月)、 枝打ち(9~10月)
	製材業	B製材所									製材作業			製材作業	木材の製材作業(12月、3月)
	建設業除雪 (積雪地域 の場合)	C土建										除雪作業			機械等による除雪作業(1~2月)

事例 4



【通年業種組合せタイプ】

（「①繁忙期に人手が足りない」、③「年間を通じて仕事はあるが、作業時間が短い又は作業がない日もあるため、通年雇用が難しい」に対応）



○通年の業種として、農業法人の事務作業に従事

○作業がない日は、他の農業者や酒造業者の仕事に数日おきに従事

	業種	事業者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	想定している具体的な仕事内容
通年 業種 組合せ タイプ	農業	A農業法人	←事務作業 (短時間作業の日や、作業のない日あり)→											農業法人の事務作業	
	農業	B農園			←袋掛け (数日おき)→				←収穫作業 (数日おき)→						柑橘類の袋掛け(6~7月)、収穫作業(10月)
	酒造業	C酒造株式会社										←酒の製造・販売 (数日おき)→			酒の製造・販売業務(1~3月)

特定地域づくり事業協同組合認定一覧

(特定地域づくり事業推進交付金 令和3年4月1日交付決定分)

都道府県名	市町村名	事業協同組合名	認定年月日	主な派遣先(業種)
1 北海道	下川町 (しもかわちょう)	下川事業協同組合	R3.2.22	小売業、農林業
2 秋田県	東成瀬村 (ひがしなるせむら)	東成瀬村地域づくり事業協同組合	R2.12.17	農業、林業、食品製造業、宿泊業、スキー場、児童福祉事業、生活関連サービス業
3 奈良県	川上村 (かわかみむら)	事業協同組合かわかみワーク	R3.2.26	林業、観光業、介護事業、家具製造業、金属加工業、小売業
4 鳥取県	日野町 (ひのちょう)	日野町未来づくり事業協同組合	R3.4.1	農業、林業
5 島根県	浜田市 (はまだし)	協同組合 Biz.Coop.はまだ	R3.1.12	児童福祉事業、障害者福祉事業、老人福祉事業、音楽興行活動
6 島根県	安来市 (やすぎし)	安来市特定地域づくり事業協同組合	R3.2.22	農業、小売業
7 島根県	奥出雲町 (おくいずもちょう)	奥出雲町特定地域づくり事業協同組合	R3.3.30	農業、観光業、小売業、宿泊業
8 島根県	津和野町 (つわのちょう)	津和野町特定地域づくり事業協同組合	R3.3.30	酒類製造業、農業
9 島根県	海士町 (あまちょう)	海士町複業協同組合	R2.12.4	食品加工業、漁業、宿泊・飲食・観光業、教育・研修・物販
10 佐賀県	みやき町 (みやきちょう)	みやき町三根校区特定地域づくり事業協同組合	R3.3.30	社会福祉・介護事業、飲食料品卸売業、ゴルフ場、持ち帰り・配達飲食サービス業
11 長崎県	五島市 (ごとうし)	五島市地域づくり事業協同組合	R3.3.12	食品製造業、水産加工業、食品加工業、農業、建築材料卸売業、燃料小売業、ガソリンスタンド、介護事業、風力発電メンテナンス

特定地域づくり事業協同組合認定一覧

(特定地域づくり事業推進交付金 令和3年6月1日交付決定分)

	都道府県名	市町村名	事業協同組合名	認定年月日	主な派遣先(業種)
12	青森県	南部町 (なんぶちょう)	人材サポートなんぶ協同組合	R3.5.21	農業
13	福島県	金山町 (かねやままち)	奥会津かねやま福業協同組合	R3.5.25	小売業、飲食業、宿泊業、ガソリンスタンド、キャンプ場、食料品製造業
14	鹿児島県	和泊町 (わどまりちょう)	えらぶ島づくり事業協同組合	R3.5.25	農業、食料品製造業、一般診療所、老人福祉・介護事業、宿泊業、総合スーパー
		知名町 (ちなちょう)			

3. 本制度を活用するメリット

地域の事業者が設立する特定地域づくり事業協同組合に対し、**組合運営費**の一部を「**特定地域づくり事業推進交付金**」により支援。

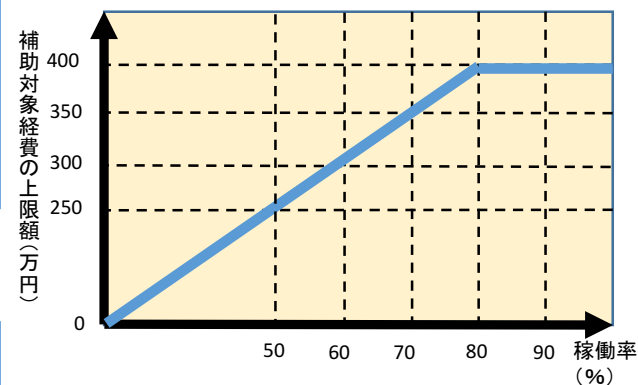
- 対象経費 : ①派遣職員人件費、②事務局運営費
- 対象経費の上限額 : ①400万円／年・人、②600万円／年
- 交付額 : 対象経費の1／2の範囲内で市町村が支援した額の1／2
- 特別交付税措置 : 本交付金に係る市町村負担について、措置率1／2(市町村の実質負担は1／4)等の特別交付税措置あり。

特定地域づくり事業協同組合に対する財政支援の概要

【国庫補助】

- 名称「特定地域づくり事業推進交付金」(予算計上:内閣府、執行:総務省)
- 組合運営費の1/2の範囲内で公費支援(国1/2、市町村1/2)
- 対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
 - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人、事務局運営費 600万円/年
- 令和3年度予算額 5億円(前年度同額)
- 制度の健全な運用を確保するための仕組み
 - ① 複数の事業者への職員派遣
 - ・派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
 - ② 労働需要に応じた職員の確保
 - ・派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

<稼働率に応じた派遣職員人件費の補助対象経費の上限額>



【地方財政措置】

- 特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担(措置率1/2)
- 特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担(対象経費の上限額 300万円、措置率1/2)
- ※ 既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置(措置率1/2(財政力補正あり)等)も活用可能。

- ・ 経理的基礎形成への支援(組合への財政支援)
- ・ 設立準備への支援
(関係団体との設立準備協議会等の開催、組合設立準備に必要な調査、手続に係る経費等)

<1組合当たりの財政支援のイメージ>

派遣職員 6名 対象経費総額(組合運営費) 2,400万円/年

派遣職員人件費 2,000万円
事務局運営費 400万円



1/2

利用料金収入(1,200万円)

1/2

市町村助成 1,200万円

〔1,200万円のうち、国交付金600万円 市町村負担分600万円〕
〔市町村負担分600万円のうち、特別交付税措置300万円〕

4. 留意点

○対象地域は、「地域人口の急減に直面している地域」。

具体的には、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に基づく過疎地域(以下「過疎地域」という。)、過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域はもとより、「近年の人口の動向」、「高齢化の進行」、「若年層の減少」、「人口密度や地域の事業所数」など、さまざまな観点から地域の実情を汲みとり、都道府県知事が適切と認める地域等がこれに当たるものと考えられる。(過疎地域に限られるものではない。)

○労働者派遣法で派遣禁止業務とされている

- ・港湾運送業務
 - ・建設業務(林業のうち地ごしらえ、植栽業務を含む。直接建設作業に従事しない雪かきや、災害時の土砂の撤去等の作業は除く。)
 - ・警備業務
- に就くことはできない。

○最低でも2以上の派遣先の事業に従事する必要がある。

○派遣職員の一の派遣先での年間労働時間は、当該派遣職員の年間総労働時間の8割以内であり、それを超えた場合は、当該派遣職員の人件費全額が特定地域づくり事業推進交付金の交付対象外となる。

○事業者とは、法人、個人を問わず、自己の名において「事業を行っている者」をいい、「者」とは、人格体を意味するものであることから、法人格を持たない任意の組織、団体、グループ等を組合員資格として定めることはできない。

○法人事業者の場合であって、支店、支所、出張所、工場等がある場合、これらは独立の人格を有する事業主体ではないので、それらが単独で組合員になることはできず、これらを含めた法人が組合員となる。

○組合員以外の者への派遣は、組合員の利用分量の総額の100分の20の範囲内に限られている。

本資料に関するお問合せ先

- | | |
|--|-----------------|
| ○(本省) 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 農村政策推進室 | 電話 03-3502-6001 |
| ○(東北) 農林水産省 東北農政局 農村振興部 農村計画課 | 電話 022-261-6734 |
| ○(関東) 農林水産省 関東農政局 農村振興部 農村計画課 | 電話 048-600-0480 |
| ○(北陸) 農林水産省 北陸農政局 農村振興部 農村計画課 | 電話 076-232-4531 |
| ○(東海) 農林水産省 東海農政局 農村振興部 農村計画課 | 電話 052-223-4629 |
| ○(近畿) 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 農村計画課 | 電話 075-414-9051 |
| ○(中国四国) 農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 農村計画課 | 電話 086-224-9416 |
| ○(九州) 農林水産省 九州農政局 農村振興部 農村計画課 | 電話 096-300-6414 |
| ○(沖縄) 内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課 農村活性化推進室 | 電話 098-866-1652 |